

令和8年度

二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金

(浄化槽システムの脱炭素化推進事業)

事業実施に
必要な経費

1
2

を補助

脱炭素化

地球温暖化対策のために
浄化槽の機器を見直して
二酸化炭素排出量の削減
に取り組みましょう！

CO₂

節電対策

補助金を利用した浄化槽
機器の節電対策で、電気料
金を節約しましょう！

公募期間：令和8年4月27日～11月30日

補助事業の申請について



1. 必要書類

(一社)全国浄化槽団体連合会のホームページより、申請書類の様式をダウンロードしてご使用ください。

(1)事業(2)事業それぞれの事業で、必要な書類が一部異なるので注意のこと

2. 募集期間

令和8年4月27日～令和8年11月30日必着

(各都道府県受付団体にて受理されること)

3. 申請方法

各都道府県の受付団体にファイル綴じにした紙媒体2部を提出

さらに上記ファイルとは別にデータをメールにて提出

(各都道府県の受付団体は(一社)全国浄化槽団体連合会のホームページで確認のこと)

4. 申請時の注意事項

1)申請は対象となる浄化槽1基ごとに行う必要があります。同じ申請者が複数の施設を申請する場合も同様です。

2)過去に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を利用して機器の更新を行い、本年度に同一浄化槽の別の機器について申請しようとする場合には、あらかじめ申請書にその旨を記載する必要があります。

3)法人・団体による申請については代表者名で行う必要があります。代表者によらずに申請を行う場合は、その者に決裁権があることを示す書類(社内規則等)を添付するか、代表者による委任状を添付してください。

執行団体：一般社団法人全国浄化槽団体連合会

<https://www.zenjohren.or.jp>

TEL : 03 - 3267 - 9757

FAX : 03 - 3267 - 9789

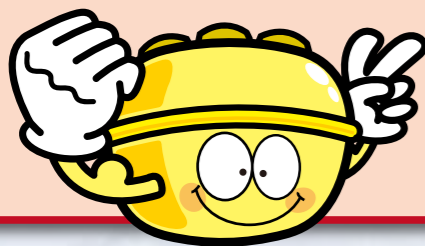
MAIL : inquirydcb@zenjohren.or.jp



次の各事業が補助対象となります。

(1) 最新型の高効率機器への改修事業

- 30人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯するブロワやポンプ等の電動機器を、最新型の高効率機器に入れ替えるほか、運転時間を効率的に削減するなどして、年間消費電力量(CO₂排出量)を**20%以上**削減する改修事業



(2) 先進的省エネ型浄化槽への交換事業



- 30人槽以上の既設合併処理浄化槽から最新の省エネ型浄化槽へ交換することによって、年間消費電力量(CO₂排出量)を**46%以上**削減する交換事業
- 処理対象人員を減らして浄化槽を小型化することによって消費電力を削減することも対象になるので、学校など児童・生徒数が減少している施設などは特に有効

申請者の要件

※下記に該当し、全ての必要書類を提出できる浄化槽所有者が申請者となります。

- 民間企業(個人事業主を含む)
- 独立行政法人(国立大学法人、公立大学法人を含む)
- 一般社団法人、一般財団法人(公益法人を含む)
- 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- 地方自治法第260条の2第1項に基づき認可を受けた地縁による団体
- 集合住宅・住宅団地等の自治会・管理組合など(任意団体を含む)
- 学校法人、医療法人、社会福祉法人など
- 法律により直接設立された法人
- 過去に交付規程に違反したことがない者
- その他環境大臣の承認を経て全浄連が認める者

補助事業を検討するにあたっての注意点

1. 財産処分の制限

- この補助事業は、浄化槽で使用されるブロワやポンプなどの電動機器や浄化槽本体の更新を行い、申請者(補助事業者)が今後も浄化槽を使用していく上で発生する消費電力量を削減することによって、二酸化炭素の排出量を抑制するための制度である。このため、本補助金を利用して更新した機器等は補助事業完了後、取得財産等の処分を制限する期間を経過するまで、国等の承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、または取り壊すことができないため、数年以内に浄化槽(建物を含む)の譲渡や売却あるいは廃止や取壊しなどが予想される場合などには、特に慎重な検討が必要である。

2. 補助金の交付対象外事項について

- 本補助金は単年度予算において実施されるものであり、年度を跨いだ事業計画については本補助金の対象外となる。
- 補助金の交付決定を受ける前に行われた物品の購入、契約を交わした経費等については、本補助金の対象外になる。

3. 不正事項の取扱いについて

- 補助金に関する不正が認められた場合においては、補助金の交付決定を取り消し、補助金額の返還を命ずることとする。また、補助金の不正は刑事罰の対象となる。

4. 本補助金との重複について

- (1)事業(浄化槽に付帯する電動機器の改修)と(2)事業(浄化槽本体の交換)を併せて申請することは認められない。また、平成29年度から令和7年度に実施された二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金によって機器類の更新を行った浄化槽については、本補助金を利用して浄化槽本体を入替え更新することは認められない。

- 補助対象となる事業について、国が交付する他の補助金と重複して交付申請することはできない。但し、地方公共団体が交付する補助金については、当該地方公共団体が併用を認める場合のみ申請可能である。

5. 経理書類の保管

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入および支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入および支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿および書類を本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならないことに留意すること。

6. 国等が行う調査への協力

本事業の補助金の交付を受けた、または受けようとした場合、国等が本事業の適正な実施のために行う調査(住宅や事務所への立ち入りを含む)に協力する義務があり、協力を拒否した場合、補助金の交付申請の却下、交付決定の取り消し、交付済の補助金の返還請求、他の補助金事業への交付申請の制限等の措置を受ける場合があることに留意すること。

補助事業者の責務

補助事業の実施に当たっては、各種法令、規則を遵守し、適正に事業を実施することが求められるほか、下記のような責務が発生します。その他にも補助事業者が行うべき責務が記載されているので、公募要領を確認してください。

- 補助事業完了日の属する年度の終了後3年間、事業報告書を提出しなければならない。(年1回計3回、交付規程第16条)
- 補助事業により取得した単価50万円以上の財産について取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に浄化槽システムの脱炭素化推進事業で取得したものである旨を明示すること。(交付規程第8条第1項十四、様式第12)
- 単価50万円以上の取得財産には、15年間の処分制限が発生する。(交付規程第8条第1項十四)
- 補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO₂排出削減技術評価・検証事業」において、環境省(環境省から委託を受けた民間事業者を含む)から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。(交付規程第8条第1項十七)

令和8年度版
6月配布

マンガ 内容一新!
補助金を利用して浄化槽や機器を
更新するメリットを楽しく説明

